

## みよし市選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会合同会議次第

期日 平成29年1月10日(火)

午後1時30分から

場所 みよし市役所 研修室

### 1 あいさつ

### 2 議題

(1)選挙管理委員会委員の概要について…………… P1

(2)明るい選挙推進協議会委員の概要について…………… P2

(3)選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の選出について…………… P3～10

(4)明るい選挙推進協議会会長及び副会長の選出について…………… P11～12

(5)今後の選挙日程について…………… P13

### 3 その他

債権者口座・マイナンバーの登録について…………… P14～16

配席図

窓

窓

原田 重助   三浦 和夫   伊豆原 要   内田 銑造



市長 ○

伊藤部長 ○

佐藤参事 ○

酒井次長 ○

溝口専門監 ○

海堀副主幹 ○

○ 深谷 重穂

○ 林 徳秋

○ 近藤 利勝

○ 久野 正

○ 国枝 正義

○ 筑尾 彰二



塚崎主任主査   山本主事   丹羽主事

廊下

廊下

**みよし市選挙管理委員会**

(任期: H28.12.26~H32.12.25)

役職名	氏名	氏名カナ	郵便番号	住 所	備考
	原田 重助	ハラダ ジュウスケ			
	三浦 和夫	ミウラ カズオ			
	伊豆原 要	イズハラ カナメ			
	内田 銑造	ウチダ センゾウ			

**みよし市明るい選挙推進協議会**

(任期: H28.12.26~H32.12.25)

役職名	氏名	氏名カナ	郵便番号	住 所	備考
	深谷 重穂	フカヤ シゲホ			補充員1
	林 徳秋	ハヤシ ノアキ			補充員2
	近藤 利勝	コンドウ トシカツ			補充員3
	久野 正	クノ タダシ			補充員4
	国枝 正義	クニエダ タダヨシ			
	筑尾 彰二	チクオ ショウジ			
	柘植 由美子	ツゲ ユミコ			
	竹内 國夫	タケウチ クニオ			

## 選挙管理委員及び補充員の概要

### 【選任方法】

選挙管理委員及び補充員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから議会において選挙する。(地方自治法第182条①)

【身分】 みよし市の非常勤特別職

【任期】 4年間(平成28年12月26日から平成32年12月25日まで)

【定数】 選挙管理委員及び補充員 各4人(地方自治法第181②条・第182条②)

【報酬】 委員長 年額169,900円  
委員 年額150,400円  
補充員 なし

### 【選挙管理委員と補充員】

選挙管理委員に欠員があるときは、補充員の中から補欠する。補欠の順は、議会での選挙時に決定される。(地方自治法第182条③)

補充員は、補充員としての固有の職務はない。(なお、みよし市においては、補充員は明るい選挙推進協議会委員に任命され、その職務を遂行することとなる。)

### 【選挙管理委員の職務】

みよし市が処理する選挙に関する事務を管理する。

#### 《平常時》

- ・選挙人名簿の調製及び保管を行い、毎年3月、6月、9月及び12月の選挙人名簿の登録を行う。

#### 《選挙時》

- ・選挙時の選挙人名簿の登録を行う。
- ・市長選挙又は市議会議員の選挙の立候補予定者説明会を開催する。
- ・期日前投票の立会人の職務を行う。
- ・開票所において適正に選挙が執行されているかを監視する。
- ・委員長は、開票管理者の職務を行う。

### 【年間の出席回数】

- ・平常時 4回(選挙人名簿定時登録)
- ・選挙時 5～6回

## 明るい選挙推進協議会委員の概要

### 【選任方法と組織】

- ① 中部、北部、南部及び三好丘地区の4地区において、各地区代表の区長から推薦のあった4人について、市長が任命する。
- ② 議会で選挙された選挙管理委員会委員補充員の4人について、市長が任命する。
- ③ 上記①②の合計8人で協議会を組織する。

### 【協議会の目的】

本市の選挙が明るく適正に行われるために明るい選挙運動の総合企画及びその推進を図ることを目的とする。

【身分】 みよし市の非常勤特別職

【任期】 4年間（平成28年12月26日から平成32年12月25日まで）

【委員数】 8人

【報酬】 日額7,000円

### 【職務】

- ① 各選挙時の選挙啓発事業の展開
  - ・各選挙の期日前投票期間中と投票日当日の街頭における投票啓発
  - ・各選挙の期日前投票の立会人
- ② 明るい選挙の啓発事業の展開
  - ・選挙啓発ポスターの審査

### 【年間の出席回数】

会議 1回

選挙 3回程度（1つの選挙）

○地方自治法（抜粋）

（昭和22年法律第67号）

第4款 選挙管理委員会

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

3 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

4 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

5 委員又は補充員は、それぞれその中の2人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。

6 第1項又は第2項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第3項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

7 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

8 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充員の任期は、委員の任期による。

4 委員及び補充員は、その選挙に関し第118条第5項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第184条 選挙管理委員は、選挙権を有しなくなつたとき、第180条の5第6項の規定に該当するとき又は第182条第4項に規定する者に該当するときは、その職を失う。その選挙権の有無又は第180条の5第6項の規定に該当するかどうかは、選挙管理委員が公職選挙法第11条若しくは同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当するため選挙権を有しない場合を除くほか、選挙管理委員会がこれを決定する。

2 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第184条の2 普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は選挙管理委員に職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

2 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第185条 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選挙管理委員会の承認を得なければならない。

2 委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。

第185条の2 選挙管理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第186条 選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

第188条 選挙管理委員会は、委員長がこれを招集する。委員から委員会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

第189条 選挙管理委員会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 前項の規定により委員の数が減少して第1項の数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に関係のないものを以て第182条第3項の順序により、臨時にこれに充てなければならない。委員の事故に因り委員の数が第1項の数に達しないときも、また、同様とする。

第190条 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。可否同

数のときは、委員長の決するところによる。

第191条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。

2 書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。

3 書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第180条の3の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。

第192条 選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表する。

第193条 第127条第2項、第141条第1項及び第166条第1項の規定は選挙管理委員に、第153条第1項、第154条及び第159条の規定は選挙管理委員会の委員長に、第172条第2項及び第4項の規定は選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員にこれを準用する。

第194条 この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、選挙管理委員会に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

## ○みよし市選挙管理委員会規程

(平成19年選管規程第1号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定に基づき、みよし市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の適正な運営について必要な事項を定めるものとする。

### (委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票によって行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。この場合において、得票の数が同じであるときは、くじでこれを定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙について、指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、被指名人をもって委員長と定めるかどうかを委員会にはかり、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

3 委員会は、委員長が選挙されたときは、その住所及び氏名を告示するものとする。

### (委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員会は、委員長が欠けたときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示し、かつ、法第187条第1項の規定による選挙を行なわなければならない。

### (委員長代理の指定)

第4条 委員長は、法第187条第3項の規定により、委員長の職務を代理する委員（以下「委員長代理委員」という。）をあらかじめ指定しなければならない。

2 委員長は、前項の指定をしたときは、その旨並びにその者の住所及び氏名を告示するものとする。

### (委員長の職務執行)

第5条 法第182条第1項の規定による委員の選挙があった後委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が臨時に委員長の職務を行なう。

### (退職)

第6条 委員長は、法第185条第1項の規定により退職しようとするときは、理由を付した文書によって、委員長代理委員に申し出なければならない。

2 委員が、法第185条第2項の規定により退職しようとするときは、前項の例により委員長に申し出なければならない。

(委員及び補充員の選任の告示)

第7条 法第182条第1項及び第2項の規定により委員及び補充員の選挙が行われたときは、委員会は、直ちにその旨並びに住所及び氏名を告示するものとする。

(委員の補欠の通知)

第8条 委員長は、法第182条第3項の規定により委員を補欠したときは、直ちにその旨並びにそれにより委員となったものの住所及び氏名をその他の委員及びみよし市議会に通知しなければならない。

(所属政党等の届出)

第9条 委員は、委員となった後遅滞なくその所属する政党その他の政治団体の名称を委員長に届け出なければならない。その所属する政党その他の政治団体を変更し、又は政党その他の政治団体に新たに所属し、若しくは所属しなくなったときも、また同様とする。

(住所変更の届出)

第10条 委員は、その住所を移転したときは、直ちにその旨を委員長に届けなければならない。

(委員会の招集)

第11条 委員会の招集は、委員長が委員に対する通知によりこれを行なう。

2 前項の通知は、招集すべき日の前日までに、招集の日時及び場所並びに付議すべき議案を示した文書をもってしなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(委員会招集の請求)

第12条 委員は、法第188条後段の規定により、委員会の招集を請求しようとするときは、議案を付した文書によって請求しなければならない。

(欠席の届出等)

第13条 委員は、招集の日時に指定された場所に参加しなければならない。

2 委員は、委員会に出席することができないときは、あらかじめ理由を付して委員長にその旨を届け出なければならない。

(会議録の調製)

第14条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させ、会議に出席した委員とともにこれに押印しなければならない。

(委員会の開閉等)

第15条 前4条に規定するもののほか、委員会の開閉、議決その他委員会の議事に関しては、みよし市議会の会議の例による。

(委員長の職務)

第16条 委員長は、法令に定めるもののほか、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 委員会の議決すべき事件について議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決した事項を執行すること。
- (3) 公印及び文書の保管に関すること。
- (4) 書記その他の職員の任免、給与及び服務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決処分)

第17条 委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、その旨を次の委員会に報告しなければならない。

(書記及び書記長)

第18条 委員会に書記その他の職員を置く。

- 2 委員会は、書記の中から書記長1人を任命する。
- 3 書記長は、委員長の命を受け、書記を指揮監督し、委員会の事務を処理する。
- 4 書記その他の職員は、上司の命を受け、委員会の事務に従事する。

(事務処理)

第19条 起案文書は、すべて委員長の決裁を受けなければならない。ただし、簡易な事務に関することはこの限りではない。

(公印)

第20条 委員会及び委員長の公印の用途、寸法、ひな形及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 みよし市公印規則(昭和52年三好町規則第2号)の規定は、公印の管理及び使用について準用する。

(職員の職務及び文書の処理)

第21条 この規程に定めるものを除くほか、委員会の書記の服務については、みよしの職員のサービスの例により、委員会の文書の処理については、みよしの文書の処理の例による。

(告示の方法)

第22条 委員会及び委員長の告示は、みよし市公告式条例(昭和25年三好村条例第2号)によるものとする。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月5日選管規程第4号)

この規程は、平成22年1月4日から施行する。

別表(第20条関係) 略

## ○みよし市明るい選挙推進協議会設置要綱

### 第1 目的及び名称

民主政治の基礎である選挙が明るくかつ適正に行われるために明るい選挙運動の総合企画及びその推進を図ることを目的としてみよし市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### 第2 事業

協議会は、第1の目的を達成するため、次に掲げる事項の計画及び推進方法を協議し、必要に応じて実施する。

- (1) 各種選挙の執行に際し、「選挙法を守る運動」を展開すること。
- (2) 民間における明るい選挙推進協力者の相互研修を行うこと。
- (3) 明るい選挙強調期間に啓発事業を展開すること。
- (4) その他明るい選挙推進に必要と認める事業を行うこと。

### 第3 組織

協議会は委員9人以内で組織する。

- 2 委員はみよし市内に在住する有権者で、明るい選挙の推進に熱意を有する者を協議会に諮って会長が委嘱する。ただし、最初の委員は市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### 第4 会長及び副会長

協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長が欠け、若しくは事故があるときは、その職務を代理する。

### 第5 招集及び議事

協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数の時は会長が決するところによる。

### 第6 報酬

委員の報酬は、みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の上記に定める委員会等以外の委員会等の委員の額とする。

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

この要綱は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則（昭和63年6月28日）

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則（平成4年11月21日）

この要綱は、平成4年12月26日から施行する。

附 則（平成8年12月25日）

この要綱は、平成8年12月26日から施行する。

附 則（平成21年3月23日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月5日）

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

## 今後の選挙日程

年度	選挙	任期満了日	任期	前回選挙期日	備考
29	みよし市長選挙	平成29年12月7日	4年	平成25年11月17日	前回無投票
29	みよし土地改良区総代会総代総選挙	平成30年3月29日	4年	平成26年3月18日	前回無投票
30	衆議院議員総選挙	平成30年12月15日	4年	平成26年12月14日	前回解散
30	愛知県知事選挙	平成31年2月14日	4年	平成27年2月1日	
31	愛知県議会議員一般選挙	平成31年4月29日	4年	平成27年4月12日	
31	みよし市議会議員一般選挙	平成31年4月29日	4年	平成27年4月26日	
31	参議院議員通常選挙	平成31年7月28日	6年	平成25年7月21日	
32	愛知用水土地改良区総代会総代総選挙	平成32年10月19日	4年	平成28年10月4日	前回無投票

## 個人番号（マイナンバー）の収集について

### 【源泉徴収に関する事務の個人番号（マイナンバー）の取扱い】

#### 1 根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第3項に規定されている事務です。

#### 2 利用目的

税務署に提出する源泉徴収票及び支払調書、市町村に提出する給与支払報告書に個人番号を記載します。

#### 3 対象者

- (1) 「給与所得者」特別職の職員で非常勤のもの
- (2) 「報酬・料金等の受給者」講師、弁護士、建築士等の個人事業主等
- (3) 「不動産の使用料等の支払を受ける者」1年間の支払金額の合計が15万円を超えるもの

#### 4 個人番号報告書

既に本市に口座登録をされている方は、様式1「個人番号（マイナンバー）報告書」により、口座登録をされていない又は変更がある方は、マイナンバー報告書と振込口座申請書を兼ねた様式2「(新)債権者口座振替申請書」により登録を行います。

#### 5 報告方法

##### 【直接対面でご提出いただく場合】

個人番号（マイナンバー）のご提出をいただく場合は、本人確認（個人番号の確認と身元確認）が必要です。次の(1)又は(2)の書類を直接ご持参いただき、前項の様式1又は様式2報告書に必要事項を記載してください。

- (1) 個人番号カードをお持ちの場合は、個人番号カード
- (2) 個人番号カードをお持ちでない場合は、通知カード+写真付の身分証明書(運転免許証等)  
※写真表示の無い身分証明書等（健康保険の被保険者証、年金手帳等）により身元確認を行う場合は、写真なし身分証明書が2種類必要です。

##### 【郵送でご提出いただく場合】

- (1) 又は(2)の必要書類のコピーを報告書裏面に貼り付け、必要事項を記入してください。

個人番号(マイナンバー)報告書(記載例)

報告日: 平成〇〇年〇月〇〇日

所属課	総務課										
債権者番号 (相手方番号)	13-										

※太枠内を記入してください。

本人記入欄	氏名	三好 太郎										
	住所	みよし市三好町小坂50番地										
	生年月日	昭和33		年	3	月	33	日				
	個人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1

本人確認

- 1 個人番号カード
- 2 通知カード
- +  
① 運転免許証
- (2) 住民基本台帳カード(写真付き)
- (3) パスポート
- (4) その他(                    )

(1)~(4)のうちのどれか

担当課確認欄	
所属長	担当者
X	
確認日	年 月 日

会計課確認欄	
会計課長	担当者
X	
確認日	年 月 日

※本人の代理人、郵送での提供をうける場合は、確認書類の写しを裏面に貼付してください。

(新) 債権者口座振替申請書 (記載例)

みよし市長 殿

平成〇〇年〇月 〇〇日

みよし市から受ける支払金は、当方より別段の申出がない限り、下記の受取口座に振り込んでください。また、下記の事項を財務会計システムに記録し、債権者登録することに同意します。

氏名 又は 団体・法人名	フリガナ	ミヨシ タロウ										印鑑 代表又は個人印  三好														
		三好 太郎																								
代表者 職氏名 (団体・法人のみ記入)	フリガナ	X										会社印  X														
		X																								
郵便番号	〒	4	7	0	-	0	2	9	5																	
住所	みよし市三好町小坂50番地																									
	マンション・アパート名等																									
電話番号	(	0	5	6	1	)	3	2	-	2	1	1	F A X	(	0	5	6	1	)	3	2	-	2	1	6	5
賃金、報酬、講師謝礼等の方は、生年月日を記入してください。											生年月日	昭和・平成 33年 3月 3日														
マイナンバー制度における12桁の個人番号を記入してください。											個人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0			
受取口座	金融機関名	あいち豊田農業協同組合										本支店名	三好支店													
	預金種目	1 普通 2 当座 3 その他( )										口座番号	0	1	2	3	4	5	6							
	口座名義 (カタカナで記入)	ミ	ヨ	シ	タ	ロ	ウ																			

◆工事前金払専用口座

受取口座	金融機関名	X										本支店名	.											
	預金種目	1 普通 2 当座 3 その他( )										口座番号												
	口座名義 (カタカナで記入)																							

□登録情報の取り扱い

・登録された情報は、市からの支払いや所得税法第 225 条第 1 項及び第 226 条第 1 項に基づく法定調書作成のために利用し、電磁的に記録・管理します。

□注意事項

・申請書に記入された漢字や記号のうち、現在の財務会計システムでは入力できないものがあります。その場合、最も近い漢字等に置き換えて登録する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【本人確認を行った書類】 1.個人番号カード 2.通知カードの場合(1)運転免許証 (2)住民基本台帳カード(写真付き) (3)パスポート (4)その他( )

※担当課記入欄 【債権者番号】 13-				担当課確認欄			年	月	日
処理区分	1 新規			担当課名	所属長	担当者			
	2 変更 (内容 )								
	3 廃止								
会計課確認欄	会計課長	担当者	相手方登録	未・済	源泉登録	未・済			
年月日									